

令和2年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和2年11月20日（金） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時28分

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、
小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、
木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年11月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和2年11月20日(金))

委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算5件、条例9件、工事契約の締結1件、財産の取得1件、訴えの提起1件、事件議決33件の計50件である。また、議案以外では、環境の状況に関する年次報告書があり、合わせて51件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに補正予算案については、一般会計、国民健康保険事業特別会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計及び地域整備事業会計の5会計において、公共事業の施工時期の平準化や適正工期の確保を図るための債務負担行為などの設定をはじめ、当面緊急に対応すべき事業について編成したものである。

次に、条例については、新規条例が2件、一部改正条例が6件、廃止等の条例が1件である。主なものとしては、埼玉県人事委員会からの勧告等を踏まえ、期末手当の支給割合を改定する「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の3件がある。これらの3件については、期末手当の支給基準日である12月1日より前に条例改正が必要となることから、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

その他の条例としては、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例」など病院局の地方独立行政法人化に伴うものが3件ある。

工事契約の締結については、ソニックシティホール棟大規模改修工事に係るものである。

財産の取得については、オリンピック開催に当たり、大会組織委員会が埼玉スタジアム2002に整備したLED照明設備を取得することについて、議決を求めるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

このほか、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定に関するもの30件や、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、中期目標を定めることなどについて議決を求めるものである。

以上で私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案等の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和2年12月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から3ページの14番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資

料2及び3により詳しく説明させていただく。

3ページの15番「工事請負契約の締結について」は、ソニックシティホール棟の大規模改修工事を行うもので、工期は令和4年9月22日までとなっている。別にお配りしている「令和2年12月定例会工事請負契約一覧表」にあるように、契約の相手方は大成建設株式会社、請負金額は21億2,300万円である。

16番の「財産の取得について」は、埼玉スタジアム2002において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が取り付けたLED照明設備一式を購入するもので、取得金額は2億3,562万円である。

17番の「訴えの提起について」は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求める訴えを提起するものである。

18番から9ページの50番までは「事件議決」である。18番の「当せん金付証票の発売について」は、令和3年度における宝くじの発売限度額を400億円とするものである。4ページの19番から8ページの48番までは「指定管理者の指定について」で合わせて30件である。別にお配りしている「指定管理者指定議案一覧」に指定管理者の名称や指定の期間などをまとめているので、後ほど、御覧いただきたいと存じる。49番及び50番は令和3年4月1日に向けて準備を進めている地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴うものである。まず、49番「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の中期目標を定めることについて」は、県として法人が達成すべき中期目標を定めることについて、議決を求めるものである。50番「地方独立行政法人埼玉県立病院機構に承継させる権利を定めることについて」は、病院事業に係る不動産及び動産等の所有権並びに債権を、県から法人に承継させる権利として定めることについて、議決を求めるものである。

10ページ「報告事項」の「令和元年度環境の状況に関する年次報告書」は、埼玉県環境基本条例に基づき、議会に報告するものである。予算・条例以外の議案及び報告事項については、以上である。

続いて、条例案を説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲を推進するため、新たに埼玉県受動喫煙防止条例に関する届出受理等の事務の移譲や、アイドリング・ストップの勧告など既に移譲している事務について、処理する市町村の拡大などをするものである。2番の「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の期末手当の引下げや国の動向等を総合的に勘案し、知事等の特別職及び教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるものである。2ページの3番「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和2年10月22日の埼玉県人事委員会の勧告に基づき、知事部局、教育局及び警察本部などの職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるものである。3ページの4番「埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例」は、埼玉県総合リハビリテーションセンターの病院事業に地方公営企業法の一部を適用するため、同法の規定に基づき、経営の基本方針など必要な事項を定めるものである。5番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、新たに家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の額などを定めるものである。4ページの6番から5ページの8番までは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構を設立することに伴う条例の制定である。6番の「埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例」は、埼玉県病院事業の設置等に関する条例等を廃止するとともに、関係条例について所要の改正を行うものである。5ページの7番「地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例」は、地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項に基づき、条例で定める重

要な財産を定めるものである。8番の「地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例」は、地方独立行政法人法第59条第2項に基づき、別に辞令を発せられない限り、法人設立と同時に県から法人へ、職員の身分が引き継がれる組織を定めるものである。6ページの9番「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、2ページの3番と同様に、埼玉県人事委員会の勧告に基づき、教員などの学校職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げたものである。なお、2番、3番、9番の3条例については、先ほど副知事からも説明したとおり、他の案件に先立って御審議を賜るよう重ねてお願い申し上げます。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。資料3「令和2年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算案は、公共事業の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るほか、国民健康保険事業に係る費用の追加など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成したものである。

それでは、「2 内容」について説明する。

まず、一つ目の○、「公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保」については、一般会計補正予算の内容である。具体的には、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、公共事業の年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。また、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、二つ目の○、「次期情報セキュリティクラウドの構築に向けた基本設計」についても、一般会計補正予算の内容である。こちらは、次期情報セキュリティクラウドの基本設計に当たり、8月に国から標準要件が示されたが、さらに本県のネットワーク環境に応じた詳細な検討・調整が必要であることが判明し、年度内の完了が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものである。

次に、三つ目の○、「国民健康保険事業に係る費用の追加」については、国民健康保険事業特別会計補正予算の内容である。「特別高額医療費共同事業に係る拠出金」については、著しく高額な医療に係る給付に充てるための、国民健康保険中央会に対する拠出金を増額するものである。「高齢者医療制度に係る前期高齢者納付金」については、社会保険診療報酬支払基金から示された納付金額が当初の見込みを上回ったため、増額するものである。

次に、四つ目の○、「水道施設における修繕事業の施工時期の平準化」については、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計の補正予算の内容で、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定するものである。

次に、五つ目の○、「行田富士見工業団地拡張地区産業団地の整備」については、地域整備事業会計補正予算の内容である。こちらは、埋蔵文化財調査の実施等に伴い、継続費の事業終期を令和4年度までと2年間延長するとともに、各年度の年割額を変更の上、総額について、2億7,000万円を増額するものである。

資料4は特別会計及び公営企業会計の補正予算案を計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民8名、県民2名、民主フォーラム2名、公明1名、共産党2名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、共産党1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる11月27日(金)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案ではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の12月4日(金)に係るものについては12月2日(水)の正午まで、質疑質問2日目の12月7日(月)に係るものについては12月3日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、新型コロナウイルス感染症が終息したとは言い難い状況であることから、12月定例会会期中の対応について、御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料2のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

私としては、去る9月定例会と同様の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているがいかがか

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

5 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、お手元の資料3のとおり、去る10月28日、全国都道府県議会議長会から、在職25年以上の議員として78番柳下礼子議員が、在職20年以上の議員として87番小島信昭議員が、在職15年以上の議員として63番鈴木正人議員が、在職10年以上の議員として70番木下高志議員が、それぞれ自治功労により表彰された。

については、開会日・11月30日(月)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類及び埼玉県農林水産業振興条例第7条第4項の規定に基づく報告の正誤表についてだが、お手元の資料のとおり、知事から提出された。

この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類及び埼玉県農林水産業振興条例第7条第4項の規定に基づく報告の正誤表について、説明申し上げます。

平成28年度から平成30年度に議会へ提出した行政報告書及び埼玉農林業・農山村振興ビジョン施策実施状況報告書の中に誤りがあった。具体的には、お手元にお配りさせていただいた正誤表のとおり、平成27年度から平成29年度の量販店県産農産物コーナー設置数について、集計ミスにより誤った数値を報告していた。今後はこのようなことがないように、十分に気を付けてまいる。誠に申し訳ない。

本件について、本会議において知事から訂正の上、お詫びさせていただきたいと存じるので、お取り計らいのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

この件については、開会日・11月30日（月）の本会議冒頭で、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料4「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様に、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間後の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料5「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として1月17日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

8 予算特別委員会についてだが、今年度も2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、12月定例会中の議会運営委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協

議をお願いしたいと存じるので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

9 その他の前に申し上げる。

先ほどの執行部の説明の中で、急施を要するとのお話しがあつた、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」ほか2件の議案の取扱い等については、今後の議会運営委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)本会議以外の議場の使用についてだが、本会議以外で議場を使用する場合には、従前から、議会運営委員会で協議を行う例となっている。

さて、先ほど開催された各会派代表者会議において、来年1月の新年賀詞交歓会に関する協議がなされ、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場を従来の議員面会サロンから議場に変更する案が了承された。

については、令和3年1月5日(火)に開催予定の新年賀詞交歓会に際して、議場の使用を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、報道機関の取材については、議場正面のテレビカメラブース及び傍聴席から行っていただくものとする。

委員長

次に(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・11月30日(月)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >